

(仮称) 大滝山風力発電事業環境影響評価準備書

に対する意見について

統括的事項

- (1) 本事業の実施に関しては、周辺住民及び農業従事者等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努め、住民からの意見や要望に対して誠意をもった対応をとること。
- (2) 本事業の実施までに相当の期間を要することから、対象事業実施区域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化状況を踏まえ風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小となるようにすること。
また、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続きが行われていることから、事業者は協働して累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 土砂災害が発生しないよう、資機材ヤードは盛土により造成しないこと。また、工事用・管理用道路は、沢地形部の盛土が最小限となるようルート設計を行うこと。さらに、発生する残土は区域外に搬出すること。
- (5) 林道は構造上、路面洗掘や法面崩落が発生しやすいことから、林道敷地への送電線の埋設を計画しないこと。また、立木伐採や木材搬出の支障となることから、原則として林道敷地に架線による送電を計画しないこと。ただし、林道敷の土地所有者が土地利用を認め、この土地所有者と当該風力事業者において適正に管理できる場合を除く。
- (6) 本事業の実施に当たっては、工事の実施及び施設の稼働において、工事施工業者等への指導を徹底し、環境保全措置を確実に履行すること。
- (7) 事後調査について、調査を適切に実施し、その結果を踏まえた環境保全措置を行うとともに、調査結果及び環境保全措置の内容を公表すること。また、環境保全措置の実施に当たっては、専門家等から意見・情報を得るなど、適切な環境保全措置を実施すること。

- (8) 土地の改変面積を最小限にし、工事の実施及び施設の稼働における土砂流出等が起きないように、環境保全措置の履行に万全を期すこと。

騒音、振動及び低周波音について

- (1) 工事用資材等の搬出入に伴う騒音、振動の発生については、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、環境保全措置の実施に万全を期するとともに、更なる環境影響の低減に努めること。
- (2) 騒音及び超低周波音による心身への影響については、聞こえ方に個人差があり、生活環境等も異なるなど不確実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- (3) 熱海町石筵ふれあい牧場については、本市の畜産振興基地となっており、多くの優良牛を飼養している。さらに乗馬用の馬や綿羊、日本鶏なども飼養している。また、石筵地区は、酪農家も多く、乳牛の飼養頭数も多い。このため、家畜に対する超低周波音の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

水環境について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、本市熱海浄水場の水源となる深沢川をはじめとする複数の河川が存在し、また、地下水を水源とする熱海中山簡易水道も存在する。準備書では沈砂池からの排水は河川に到達しないと予測されているが、環境保全措置を確実に履行し、工事の実施や施設の稼働による土砂・濁水の発生による河川等への放流に際しては、水質汚濁の防止に留意し、その影響を回避又は極力低減すること。また、調整池及び排水ルートに関して、関係機関等各管理者と協議を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、水源かん養保安林が分布していることから、地下水等への影響を低減又は回避できるよう環境保全措置を実施すること。
- (3) 土砂流出防止策や沈砂池の機能については、近年の気候変動の影響を踏まえ、過去に例がないような集中豪雨でも耐えられるものとし、沈砂池の確認頻度や土砂の処分方法等の具体的な内容を評価書に記載すること。

風車の影

施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については、影響が及ぶ時間

の長短に関わらず、個人の感受性により心身への影響が懸念されるため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を行い、影響の回避又は極力低減するよう環境保全措置を実施すること。

動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、希少な動植物の生息が確認されていることから、施設の稼働及び地形改変等による動植物・生態系へ影響を回避又は極力低減するよう環境保全措置を実施すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺では、各種コウモリ類や希少猛禽類、渡り鳥の飛翔が確認されていることから、専門家や地元野鳥の会等から助言を得て、影響の回避又は極力低減するよう環境保全措置を実施すること。
特にブレード・タワー等への接近・接触の可能性があると考えられた種については、予測には不確実性が伴うことから、専門家等の意見を踏まえ、風力発電機の配置等も含む環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。
- (3) 土地の改変により生育環境に影響がでるとされたイチイやエゾノヨツバムグラについては、改変場所の変更も検討するなど、影響の回避又は極力低減するよう環境保全措置を実施すること。